

# 研究不正防止に係る対応について

(公的研究費の取扱いに係るガイドラインの概要)

日本原子力研究開発機構

# 1. 文科省ガイドラインの概要

研究機関における公的研究費の管理・監査の  
ガイドライン（実施基準）

平成19年2月1  
（平成26年2月18日）  
文部科学大臣

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）目次

はじめに	1
第1節 機関内の責任体系の明確化	4
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	7
（1） ルールの明確化・統一化	7
（2） 職務権限の明確化	7
（3） 関係者の意識向上	8
（4） 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	9
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	11
（1） 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	11
（2） 不正防止計画の実施	13
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	13
第5節 情報発信・共有化の推進	16
第6節 モニタリングの在り方	16
第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方	18
（1） 基本的な考え方	18
（2） 具体的な進め方	19
第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応	20
付属資料1 報告書に盛り込むべき事項	23
付属資料2 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン 自己点検チェックシート	27

- ✓ 平成26年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を改訂。改訂版では研究不正防止の観点から職員だけでなく取引企業に対して「誓約書」を提出するよう求めている。
- ✓ 平成26年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を制定。研究倫理のあり方、不正行為の定義を明示。
- ✓ ガイドラインの概要、本文は文部科学省ホームページに掲載している。

## 2. 参考(文部科学省ホームページ)

The screenshot shows the MEXT website with the following content:

- Header: 文部科学省 (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology)
- Navigation: 会見・報道・お知らせ, 政策・審議会, 白書・統計・出版物, 申請・手続き, 文部科学省の紹介, 教育, 科学技術・学術, スポーツ, 文化
- Breadcrumb: トップ > 科学技術・学術 > 研究費、研究開発評価 > 研究機関における公的研究費の管理・監査
- Section: 研究機関における公的研究費の管理・監査
- Text: 文部科学省では、特定の研究者に対する研究費の過度の集中や重複の排除、研究費の不正使用等の防止について積極的に取り組んでいます。
- Section: お知らせ
- List of notices:
  - 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)における間接経費措置額の削減について
  - 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ
  - 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正について
  - 「研究活動における不正行為」「研究費の不正使用」に関するガイドラインの見直し等に係る説明会について
  - 「平成25年度公的研究費の管理・監査に関する研修会」の開催について
  - 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正案に関する意見募集の結果について
  - 公的研究費の不適切な経理に関する調査結果について(第2報)
  - 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について(通知)(平成26年8月8日)
  - 公的研究費の不適切な経理に関する調査結果について(第1報)
  - 公的研究費の不適切な経理に関する調査について(平成23年8月)
- Section: ガイドラインについて
- List of guidelines:
  - 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日改正)
  - 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日)
  - 研究費の不正対策検討会報告書(平成18年12月26日)(※審議会情報ヘリク)
  - 有識者会議・検討会等について
  - 体制整備等自己評価チェックリストについて

- ✓ 文部科学省では研究不正防止に係るガイドラインの他、研究不正が認定された場合の措置(ペナルティ)等についてもホームページで公表。
- ✓ 各種教育素材等も公表。

文部科学省ホームページURL  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/08122501.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm))

# 3. 対象となる公的研究費

- ✓ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成26年2月18日改正)では、国(又は国が所管する独法)から配分される、競争的資金制度を中心とした「公募型の研究資金」(科研費等)を対象としている。
  - ⇒ 研究不正が認定された場合の措置(ペナルティ)は競争的資金が対象という趣旨。
- ✓ これに対して、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日制定)では、**上記の公募型研究資金のみならず、「国から予算配分・措置される運営費交付金や補助金、委託費等」も対象となっている。**

※研究機関は「国の予算(国民の税金から賄われている予算)」によって配分・措置されて行う全ての研究費について研究不正防止の対象とする必要がある。

## 4. ガイドラインの対応項目（抜粋）

- ✓ 各機関における競争的資金等の管理について平成26年度内の実施を義務化。⇒ 未実施の場合は指導・罰則適用あり
  
- ✓ 研究者及び事務職員の意識向上（コンプライアンス教育の実施、誓約書等の提出、行動規範の策定）
  - ・全職員を対象とするeラーニングを実施（平成26～27年度）。  
⇒ 『公的研究費の取扱い編』、『論文不正防止編』の2つの単元をH26～27年度に実施。
  - ・職員等への合意形成を図った上で誓約等の確認を実施。
  
- ✓ ○予算執行のチェック体制の構築。業者との癒着防止（取引業者からの誓約書の提出）。事務部門による発注・検収業務の実施。  
⇒ 誓約書の提出依頼。